

①上位の政策名	政策目標6 科学技術と社会の新しい関係の構築	
②施策名	施策目標6-1 大学等における研究成果の社会還元への推進	
③主管課 及び関係課 (課長名)	(主管課) 研究環境・産業連携課 (課長: 佐野 太) (関係課) 科学技術・学術政策局 調査調整課 調整企画室 (室長: 堀内 義規)	
④基本目標 及び達成目標	<p>基本目標6-1 (基準年度: 12年度 達成年度: 22年度) 産学官連携を強化するとともに、大学における知的財産の創出を刺激・活性化し、大学発の研究成果の産業化を拡充することにより、研究成果の社会還元を実現する。</p> <p>【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 ア=各達成目標の達成度合い等を判断し、達成年度以前に目標の達成が想定される場合 イ=各達成目標の達成度合い等を判断し、達成年度に目標の達成が想定される場合 ウ=各達成目標の達成度合い等を判断し、達成年度に目標の達成が困難と想定される場合 エ=各達成目標の達成度合い等を判断し、達成年度に目標の達成ができないと想定される場合</p> <p>達成目標6-1-1 (基準年度: 12年度 達成年度: 22年度) 大学発特許取得件数を10年間で1.5倍に増加する。</p> <p>【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 ア=特許取得件数が当該年度の想定基準に対し100%以上の場合 イ=特許取得件数が当該年度の想定基準に対し80~100%の場合 ウ=特許取得件数が当該年度の想定基準に対し50~79%の場合 エ=特許取得件数が当該年度の想定基準に対し49%以下の場合</p> <p>※平成17年度における特許取得件数の想定基準は703件</p> <p>達成目標6-1-2 (基準年度: 15年度 達成年度: 20年度) 大学発特許実施件数(大学の機関帰属)を5年後に1000件に増加する。</p> <p>【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 ア=特許実施件数が当該年度の想定基準に対し100%以上の場合 イ=特許実施件数が当該年度の想定基準に対し80~100%の場合 ウ=特許実施件数が当該年度の想定基準に対し50~79%の場合 エ=特許実施件数が当該年度の想定基準に対し49%以下の場合</p> <p>※平成17年度における特許実施件数の想定基準は511件</p> <p>達成目標6-1-3 (再掲) (基準年度: 14年度 達成年度: 19年度) 大学等の産学官連携、知的財産、技術経営(MOT)に係る専門知識や経験を有する人材を5年後に5倍に増加する。</p> <p>【達成度合い(進捗状況)の判断基準】 ア=当該人材が当該年度の想定基準に対し100%以上の場合 イ=当該人材が当該年度の想定基準に対し80~100%の場合 ウ=当該人材が当該年度の想定基準に対し50~79%の場合 エ=当該人材が当該年度の想定基準に対し49%以下の場合</p> <p>※平成17年度における当該人材の想定基準は732人</p>	<p>達成度合い又は進捗状況</p> <p>想定どおり達成</p> <p>想定どおりには達成できなかった</p> <p>想定した以上に達成</p> <p>想定した以上に達成</p>
⑤各達成目標の現状の達成度合い又は進捗状況(達成年度が到来した達成目標については総括)の分析と今後の課題	<p>達成目標6-1-1 【平成17年度の達成度合い】 大学知的財産本部整備事業や科学技術振興機構による技術移転事業等の各種施策の推進に伴い、大学における特許出願件数は年々増加している状況である。 現状の大学発特許取得件数(年間282件(速報値))は、10年後に年間1,320件(88件×15)取得するという達成目標から想定される平成17年度の目標(703件)に対して40%であり、目標達成度に対する進捗状況は遅れているが、一般的に特許を取得するには出願から3年程度要することが多く、国立大学における出願件数は、平成15年度約900件、平成16年度約3,800件、平成17年度5,300件と大幅に増加しており、来年度以降の出願件数の増加が見込まれる。 また、科学技術振興機構の技術移転支援センター事業において、海外特許出願経費の支援を行っているが、平成17年度においては、約1,800件の申請があり、1,115件(推計値)の支援を行っており、こうした施策の充実を図ることで更なる特許取得が見込まれる。</p>	

達成目標 6-1-2  
【平成 17 年度の達成度合い】  
大学知的財産本部の整備、産学官連携コーディネーターの配置、共同研究推進等の研究費助成制度の推進、技術移転機関（TLO）の支援等に伴い、大学発特許実施件数については、増加傾向にある。  
平成 17 年度においては、昨年度と引き続き「大学知的財産本部」の充実を図り、大学等における知的財産の管理・活用体制を構築するとともに、大学知的財産本部を核として、大学内の研究リソースを結集し、組織的に産学官連携を推進するための体制である「スーパー産学官連携本部」を新たに選定（「大学知的財産本部整備事業」実施機関 34 件のうち 6 大学）し、組織的な共同研究の推進等を図ったところであり、大学における適切かつ迅速な研究成果の社会還元が進んでいる。  
このため、平成 17 年度の特許実施件数（1,200 件（速報値））は、5 年後に 1000 件の実施を得るという達成目標のために想定される平成 17 年度の目標（511 件）に対する割合が 235%であることから、目標達成度に対する進捗状況を想定した以上に達成した。

達成目標 6-1-3  
【平成 17 年度の達成度合い】  
目利き人材育成プログラム、知的財産の専門人材育成ユニットの本格的な実施により、産学官連携の専門知識を有する人材の育成数は着実に増加。産学官連携コーディネーターについては、前年度と同程度の人数を確保。現状の専門人材の育成・確保数（累計 1290 人）は、当初より 5 年後に 1080 人（累計）（216 人×5）を育成、確保するという達成目標から想定される平成 17 年度の目標（732 人）に対して割合が 176%であることから、想定した以上に達成した。

施策目標（基本目標）の達成度合い又は進捗状況

【平成 17 年度の達成度合い】  
大学の研究の多くは基礎的なものであり、そこで生まれた研究成果を社会に還元するためには、まず企業との共同研究・受託研究というブラッシュアップの過程があって、その後、発明・発見が特許権となり、企業ニーズにマッチするものは実施許諾が行われるという流れが一般的である。平成 17 年度の基本目標の進捗状況については、各種施策の推進により、大学と民間企業との共同研究・受託研究は 29,391 件に達し、産学官連携全体については進んでいるといえる。また、特許取得件数の達成度合いについては、やや遅れがみられるものの、出願から 3 年程度要することが多く、平成 15 年以降の特許出願件数の増加から考えると来年度以降の取得件数の増加が見込まれる。さらに、大学発特許実施件数（大学の機関帰属）については、想定した以上に達成する結果となった。また、大学等の産学官連携、知的財産等に係る専門知識や経験を有する人材についても、想定した以上に達成する結果となった。  
以上を総合的に勘案して、想定どおり達成していると判断する。

今後の課題（達成目標等の追加・修正及びその理由を含む）

平成 15 年度から開始した「大学知的財産本部整備事業」により、大学における知的財産の戦略的活用体制の構築は着実に進んできている。今後、本格的な産学官連携への深化を図っていくことが必要である。  
一方、大学による研究成果には、長期間を経た後に事業化され、将来的に基本特許につながる可能性があるものが含まれているため、こうした優れた発明を選別して、国際的な権利取得につなげていく必要がある。したがって、達成目標 6-1-1 の目標は引き続き掲げるものの、「件数」のみに偏らず「質の重視」を念頭に、基本特許につながる重要な発明を国際的に権利取得していくという、本格的な知的財産戦略を進める必要がある。また、そのための国際的な知的財産専門人材を育成・確保していく必要がある。  
また、全体的に産学官連携は進んでいるが、地域における中小企業を含めた地域貢献型の連携を推進するなど、産学官連携の裾野を広げていく必要がある。

評価結果の 18 年度以降の政策への反映方針

今後更に大学研究成果を基にした共同研究・技術移転を加速するため、平成 18 年度より大学シーズと企業ニーズのマッチングを促進する「産学共同シーズイノベーション化事業」（科学技術振興機構）を開始しており、更なる充実を図っていく。  
また、「大学知的財産本部整備事業」を引き続き実施し、大学の知財の創出・管理・活用体制の更なる充実を図っていくとともに、大学発の基本発明を大学自らの判断で国際的に権利取得・活用することができるよう、科学技術に詳しく、海外での侵害訴訟や契約に精通した国際知財人材の育成などを通じて大学知的財産本部の国際機能の強化を図る。  
さらに、優れた知的財産を国際的に保護し、我が国の国際競争力強化や「意図せざる技術流出」防止のため、科学技術振興機構による海外特許出願支援の充実を図る。  
産学官連携コーディネーターの確保に加え、地域の知の再生に資する大学等の需要に応じた適切な配置などきめ細やかな対応を行い、産学官連携の裾野を広げ質をさらに高めていく。また、目利き人材育成プログラムや知的財産の専門人材育成ユニットによる人材の育成を着実に推進することが重要である。

⑥指標	指標名	13	14	15	16	17
	国立大学における特許取得件数（年間当たり） （達成目標 6-1-1 関係） 注 1)	144	182	312	291	282 （速報値）
	大学等研究成果に基づく特許の実施件数 （達成目標 6-1-2 関係） 注 2)	—	—	185	477	1,200 （速報値）
	知的財産・産学官連携専門人材の確保・養成等 （達成目標 6-1-3 関係） 注 3)	—	216	493	849	1290
参考指標	大学発ベンチャー企業件数（累計） 注 4)	251	424	614	916	1,141

	国立大学等の民間等との共同研究件数	注5)	5,264	6,767	8,023	9,378	11,363 (速報値)
⑦評価に用いたデータ・資料・外部評価等の状況	<p>注1) 平成16年度からの国立大学法人化以降、原則機関帰属となったため、カウント対象がそれまでの国有特許から機関特許に変更されている。</p> <p>注2) 実施件数とは、大学等の機関帰属されている特許について、企業に実施等された権利数をいう。</p> <p>注3) 科学技術振興機構の人材養成プログラム参加者、産学官連携コーディネーター、科学技術振興調整費新興分野人材養成(知的財産)ユニットにおける養成者の合計。</p> <p>注4) 筑波大学等による調査(各年8月現在)</p> <p>注5) 公立大学法人・私立大学法人等を除く。</p>						
⑧主な政策手段(過去に新規・拡充事業評価を実施し、平成18年度に達成年度が到来する事業については総括)	政策手段の名称 (上位達成目標 [17年度予算額])	政策手段の概要		17年度の実績 (得られた効果、効率性、有効性等)			
	産学官共同研究の効果的な推進(科学技術振興調整費) (達成目標6-1-1) (達成目標6-1-2) [4,000百万円]	社会ニーズに対応した産学官の共同研究を効果的に推進するため、民間企業が自らの研究資金を活用し、大学、独立行政法人等の研究開発機関と共同で研究を行う場合に、当該研究開発機関に対してその分担に応じた経費を助成する仕組みを導入し、大学、独立行政法人等の研究開発機関の研究シーズと民間企業の研究シーズの積極的なマッチングを推進する。		<p>[得られた効果] 大学等と産業界の双方が年間数千万円から数億円(3年継続)という大型の研究資金を投入した共同研究が実施され、大学における基礎研究から製品開発に至るまでの一連の過程を効果的に進めるためのモデル開発が促進された。</p> <p>[事務事業等による活動量] 67件の申請に対して、12件の優れた取組を選定し、支援を行った。</p>			
	大学発ベンチャー創出推進(独創的シーズ展開事業) (達成目標6-1-1) [4,116百万円] (運営費交付金)	大学等の優れた研究成果を企業化に結びつけるために必要な「基礎研究」から「企業化」の官の研究開発資金について、リスクが高いことから十分な支援が行われていない現状を脱却するため、ベンチャー企業の創出・事業展開に必要な研究開発を支援する。		<p>[得られた効果] 大学発ベンチャーの創出により研究成果の社会還元及び経済活性化がなされた。</p> <p>[事務事業等による活動量] ・大学等の研究成果を基にした起業及び事業展開に必要な研究開発を推進する。平成17年度においては112件の応募に対して30件採択した。平成11年度から平成17年度までに、累計で44社の大学発ベンチャーを創出した。</p>			
	大学知的財産本部整備事業 (達成目標6-1-1) [2,585百万円]	大学において知的財産の創出・保護・活用を戦略的に実施するための体制整備を図る。		<p>[得られた効果] 大学の自由な発想に基づく新しいマネジメント体制の構築や、民間企業経験者等の外部人材の積極的活用等が実施され、大学発特許の管理・活用の促進に大きな役割を果たしている。</p> <p>[事務事業等による活動] 平成16年度までに43機関を選定。</p>			
	技術移転支援センター事業 (達成目標6-1-1) (達成目標6-1-3) [2,718百万円] (運営費交付金)	大学等の研究成果の特許化等に必要な経費を支援するとともに、目利き(産学官連携、知的財産・MOT(技術経営))人材養成等を行う。		<p>[得られた効果] 基本特許につながる可能性のある大学等の優れた研究成果の権利取得(海外特許取得)の促進が図られた。また、人材養成を着実に進めている。</p> <p>[事務事業等による活動量] 平成17年度は約1,800件の申請があり、新規性・実施可能性等を審査した結果、1,115件(推計値)の支援を行った。</p> <p>・大学等や企業等で技術移転業務に携わっている人材を対象とした目利き人材育成プログラムを実施した(受講者数254人)。</p> <p>・大学等の特許等研究開発成果を産業界において有効に活用するための大学見本市「イノベーション・ジャパン2005」を開催した。</p>			
産学官連携支援事業 (達成目標6-1-3) [1,149百万円]	大学等公的研究機関の産学官連携基盤の強化を図るために、産学官連携を推進する際に不可欠な各種専門知識や実務経験を有する支援人材(産学官連携コーディネーター)を、大学等のニーズに応じて配置する。		<p>[得られた効果] コーディネーターの新規大学・高専への配置、また、コーディネーターの活動の広がり等により、コーディネーターの活動範囲の拡大、活動内容の発展等が見られ、質の高い人材による活動が活発に行われ、産学官連携活動の質・量を共に高めた。</p> <p>[事務事業等による活動量]</p>				

			80の大学・高専に104名の産学官連携コーディネーターを配置した。
	新興分野人材養成(知的財産)(科学技術振興調整費) (達成目標 6-1-3) [6,200 万円の内数]	知的財産について専門的知識を有する人材を戦略的に養成するため、大学院修士相当人材養成及び社会人に対する再教育を行うユニットの設置を支援する。	[得られた効果] 知財人材の養成に対する関心が高まり、オープンスクール形式の講座について、受講者数の増加が見られた。  [事務事業等による活動量] 大学院修士課程相当の研究者・実務者を養成することを目的とした人材養成ユニット6件、企業等の研究者・技術者の再教育を行うユニット1件の運営が行われた(受講者数193人)。
⑨備考			
⑩政策評価担当部局の所見	※各達成目標の基本目標への寄与度について検討すべき。		

# 施策目標6-1(大学等における研究成果の社会還元への推進) 平成17年度実績評価の結果の概要

大学発ベンチャー創出推進  
(独創的シーズ展開事業)  
4,116百万円(運営費交付金)

産学官共同研究の効果的な  
推進(科学技術振興調整費)  
4,000百万円

大学知的財産本部整備事業  
・大学の知的財産の創出・管  
理・活用体制の整備  
2,585百万円

技術移転支援センター事業  
・特許出願等経費の支援  
・目利き人材育成研修の実施  
2,718百万円(運営費交付金)

産学官連携支援事業  
・産学官連携コーディネーター  
を大学等に配置  
1,149百万円

新振興分野人材養成(知的財  
産)(科学技術振興調整費)  
6,200百万円の内数

## <達成目標6-1-1>

大学発特許取得件数を10年間で15倍  
に増加する。

→平成17年度の大学発の特許取得件  
数は、達成目標から想定される平成17  
年度の目標に対して40%であり、想定ど  
おりには達成できなかった。

## <達成目標6-1-2>

大学発特許実施件数(大学の機関帰属)  
を5年後に1000件に増加する。

→平成17年度の大学発特許実施件数  
は、達成目標から想定される平成17年  
度の目標を超え、達成目標に対して10  
0%以上であり、想定した以上に達成し  
ている。

## <達成目標6-1-3>

大学等の産学官連携、知的財産、技術  
経営(MOT)に係る専門知識や経験を有  
する人材を5年後に5倍に増加する。

→平成17年度の産学官連携等の専門  
人材の達成度は、達成目標から想定さ  
れる平成17年度の目標に対して100%  
以上であり、想定した以上に達成してい  
る。

特許取得件数については、  
進捗にやや遅れがみられる  
が、一般的に特許を取得す  
るには出願から3年程度要  
することが多く、国立大学  
における出願件数は、平成  
15年度約900件、平成16  
年度約3,800件、平成17  
年度5,300件と大幅に増  
加しており、来年度以降の  
取得件数の増加が見込ま  
れる。

産学官連携や知的財産  
等に係る専門人材を育成  
するとともに、産学官連  
携コーディネーターを大  
学等に配置すること等  
により、産学官の共同研  
究、大学研究成果の民間  
企業への技術移転、大学  
発ベンチャーの創出等が  
促進された。

↓想定どおり達成

基本目標 産学官連携を強化するとともに、大学における知的財産の創出を刺激・活性化し、大学発の研究成果の産業化を拡充することにより、研究成果の社会還元を実現する。